

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成 19 年 12 月 19 日

滋賀県監査委員 青 木 愛 子  
 " 中 沢 啓 子  
 " 柗 勝 次  
 " 宮 村 統 雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	彦根子ども家庭相談センター
監査執行年月日	平成 19 年 3 月 2 日
監査結果報告年月日	平成 19 年 3 月 12 日
監査の結果	(1) 児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入については、収納に努力されているものの、平成 19 年 1 月末日現在の収入未済額 (繰越分) は、前年同期に比べ 2,378,767 円増加し、16,532,542 円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	(1) 収入未済の解消については、受益者負担の公平性の確保からも完納をめざし、督促状、催告状の送付、電話、手紙、居宅訪問による督促を行い、また分納指導、口座振替による収納を促進しているところである。その結果、平成 19 年 1 月から平成 19 年 10 月未までに 102,088 円を収納するとともに、居所不明等により消滅時効の完成に至った 1,431,760 円の不納欠損処分を行った。残る収入未済額 (繰越分) 14,998,694 円についても、その回収のため滞納整理強化期間を設定し全職員による粘り強い納入指導と収納促進を図っていくとともに、児童の措置初動期において、扶養義務者との連絡を密にして納入義務意識の向上を図り新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	大津警察署
監査執行年月日	平成 19 年 3 月 2 日
監査結果報告年月日	平成 19 年 3 月 12 日
監査の結果	職員の不注意による交通事故が 8 件 (県過失割合 100% : 7 件、70% : 1 件) 発生し、保険を含めて 856,327 円が支払われているほか、相手方および相手方車両に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	(1) 公用車事故再発防止のための各種方策の実施 (推進) ア 交通事故発生時の原因分析と再発防止策の検討会を実施し、個々具体的な指示を繰り返し徹底することにより再発防止に努めている。 イ 毎朝礼時に実施している署員の 3 分間スピーチのテーマを「交通事故防止」にしぼって発表させることにより安全運転意識の向上に努めた。 ウ ビデオによる教養、発生した交通事故の具体例による事故防止対策の指示等、再発防止のための教養を実施した他、具体的事例による小集団検討会を開催し、再発防止への意識改革を図った。 (2) 公用車点検時における車両管理と事故防止の指示徹底 公用車点検時において、幹部が各車両取扱担当者等に対し、車両の適正管理と交通事故防止について個別に指示し再発防止に努めている。 (3) 安全運転技能向上のための対策 ア 職員の運転技能向上を図るため、全署員を対象とした運転適性検査を実施し、安全意識の向上を図るとともに、安全走行に関する個別指導を実施し、安全運転技能のレベルアップと事故防止の徹底を図った。

イ 緊急自動車運転の技能向上を図り、事故防止に努めるため警察緊急自動車運転技能訓練に積極的に参加させて運転技能、交通安全意識の向上に努めている。

監査執行対象機関名	甲賀警察署
監査執行年月日	平成19年3月2日
監査結果報告年月日	平成19年3月12日
監査の結果	<p>職員の不注意による交通事故が5件（県過失割合100%：4件、90%：1件）発生し、保険を含めて1,068,644円が支払われているほか、公用車および相手方（車両、ブロック塀および車両用防護柵）に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>(1) 交通事故防止方策の実践徹底および教養の実施</p> <p>ア 同乗者の役割責任を明確にするため、「助手席は、指差とバックの確認を」の標語を従来の安全運転5則に追記して6則と改め、毎日の朝礼時での唱和を行うとともに、同乗者による指差と声掛けを徹底し、後退時には必ず同乗者降車による安全確認を徹底した。</p> <p>イ 毎朝礼および毎月開催する召集日において、全国で発生した交通事故の発生原因および事案発生時の緊急走行について教養を実施した。</p> <p>(2) 交通事故防止のための各種走行訓練等の実施</p> <p>訓練指導者同乗による路上走行訓練およびCRT機使用による運転適性検査をそれぞれ実施し、職員個々の運転動作等のチェックや安全意識の向上を図った。</p> <p>また、警察緊急自動車運転技能訓練に参加させ、緊急走行の基本的要領や事故防止走行技術の向上を図った。</p> <p>(3) 車両点検、整備の励行</p> <p>愛車精神をより向上させるため、日常点検は勿論のこと、各部位の点検および清掃を随時実施し、車両整備に努めている。</p>

